R3.10.19 修正版

江府町移住促進住宅等整備事業
実施方針

令和３年１０月

江府町

目次

第１章 本実施方針の位置づけ 1
第２章 事業の内容に関する事項 2
１ 事業名称 2
２ 整備予定地 2
３ 施設の種類等 2
４ 管理者の名称 2
５ 本事業の背景と目的 2
６ 本事業の基本方針 3
７ 事業方式 4
８ 整備の条件等 4
９ 業務範囲 4
１０ 事業者の収入に関する事項 5
１１ 事業の期間 6
１２ 事業のスケジュール 6
１３ 事業期間終了時の措置 6
１４ コンソーシアムの設立 6
１５ コンソーシアムの構成 7
１６ 契約書類 7
１７ 実施方針等に関する説明会の開催について 7
１８ 実施方針等に関する質問受付、回答公表について 8
１９ 質疑に対する回答 8
２０ 競争的対話の実施 8
２１ 実施方針の変更 9
２２ 事業に必要と想定される根拠法令等 9
第３章 事業の募集及び選定に関する事項 12
１ 公募型プロポーザル 12
２ 工事及び維持管理業務に関する要求水準 13
３ 参加者の構成 13
４ 参加資格要件 13
５ 参加資格の喪失 15
６ 鳥取県内事業者に対する契約に関する配慮事項 16
７ 提出書類等の取扱い 16
第４章 事業者の責任に関する事項 17
１ 予想されるリスクと責任分担 17
２ 事業者の責任の履行に関する事項 17
３ 提供されるサービス水準 18

４ 事業の実施状況のモニタリング 18
第５章 整備予定地の規模及び配置に関する事項 19
１ 整備予定地の立地条件 19
２ 土地の使用に関する事項 22
３ 整備する施設の内容 22
第６章 事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 24
１ 係争事由に係る基本的な考え方 24
２ 管轄裁判所の指定 24
第７章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 25
１ 事業の継続に関する基本的な考え方 25
２ 事業の継続が困難になった場合の措置 25
第８章 法制上及び税制上の措置並びに財政上の支援に関する事項 26
１ 法制上及び税制上の措置に関する事項 26
２ 財政上の支援に関する事項 26
３ その他の支援に関する事項 26
第９章 その他事業の実施に関し必要な事項 27
１ 債務負担行為等 27
２ 情報公開及び情報提供 27
３ 本事業において使用する言語、通貨単位等 27
４ 提案書類提出等に伴う費用負担 27
５ 実施方針に関する問合せ先 27

第1章 本実施方針の位置づけ

本実施方針は、「江府町移住促進住宅等整備事業」を官民連携手法で実施するにあたり、本事業に関する江府町の基本的な考え方や本事業を実施する事業者（以下、「事業者」という。）の選定等に関して定めるものである。実施方針に対する意見を踏まえ、江府町は令和４年１月を目途に募集要項、要求水準書、審査基準、様式集、契約書案等を公表する予定である。

第2章 事業の内容に関する事項

1 事業名称

江府町移住促進住宅等整備事業（以下、「本事業」という。）

2 整備予定地

本事業の整備予定地（以下、「整備予定地」という。）は、鳥取県日野郡江府町大字佐川地区。
面積は、約５，０００㎡である。詳細は第５章を参照すること。

3 施設の種類等

本事業で整備するのは、以下のとおり移住促進住宅と商業施設等である。この両施設を総称して本施設（以下、「本施設」という。）という。

(1) 住宅施設

移住促進住宅（以下、「住宅施設」という。）
住宅施設含む敷地一帯を住宅施設ゾーンという。

(2) 商業施設

商業施設等（以下、「商業施設」という。）
商業施設を含む敷地一帯を商業施設ゾーンという。

4 管理者の名称

江府町長

5 本事業の背景と目的

(1) 背景と目的

江府町の人口は、著しい減少傾向にあり、今後の活力ある地域経営には、若者や子育て世帯の新たな移住者の獲得が不可欠となっている。近年、企業進出はコロナ禍により都心部から地方へと移る動きが出始めており、移住定住者の受け入れに必要な魅力ある移住促進住宅の整備が重要となってきた。幸いにも江府町への移住希望者も増加傾向にあり、より住宅需要は高まっている。

しかし、空き家バンクへの登録件数は増えているが、住居を探している方からの問い合わせに対し、十分な対応ができていない状況にある。同時に江府町内には１００件以上の空き家があり、活用可能な物件も存在しているが、他者への賃貸に抵抗感を感じる所有者もあり、地域資産を十分に活用できない状況にある。

今後Ｕ・Ｉ・Ｊターンを促進し、江府町の人口流出に歯止めをかけるためには、空き家、宅地、アパートなど多様な住宅ニーズに対応した施策を行っていく必要がある。

また、人口動態における社会減を引き起こしている要素として商業施設の少なさ、雇用の少なさが影響していることから、商業施設やビジネス拠点の機能を有する商業施設ゾーンを整備し、移住を考えている人たちが移住しやすい環境を構築する。

そこで、江府町が所有する佐川地区の約５，０００㎡の用地を活用し、Ｕ・Ｉ・Ｊターンを促進するための移住促進住宅等の整備事業を行う。また、検討を進めていくに当たっては、地域の活性化や江府町民の商業環境の向上化を図るとともに、子育て世帯へ支援を図る施設も併設した上で複合化を進め、居住環境の魅力も向上させる。あわせてＳＤＧｓ視点に立ち、再生可能エネルギーの導入などの環境面への配慮も行う。

(2) 事業者へ期待すること

事業者は、公の施設として公共性と公益性を十分に確保した上で、そのノウハウを最大限活用することを基本として、次の方針に基づき本事業を実施する。

① 事業者は、募集要項等によって示される内容に基づき本事業に関する提案を行い、令和４年７月に締結予定の契約書等に示された内容に基づき本事業を実施すること。

② 各種サービスの提供にあたっては、事業者が持つ新しい発想や企画力、技術力、専門知識、情報とあわせて、ニーズを的確に捉えて立案すること。

③ 事業者は、自らが提供するサービスが本事業の目的や方針をはじめ、契約内容に即しているか、あるいはニーズを的確に反映しているかを常にセルフモニタリングし、事業者の有する効率的サービス提供能力を最大限に活かし、質の高いサービスを提供すること。

④ 江府町は、事業者の企画・提供するサービスが本事業の目的や方針をはじめ、契約内容に即しているか、あるいはニーズを的確に反映しているかを常にモニタリングし、江府町の政策や施策との整合に配慮しつつ事業者に対して契約の完全履行を求める上で、必要に応じて協力、助言及び情報提供を行う。

6 本事業の基本方針

(1) コンセプト等

① 子育て世代の親子をメインターゲットとして、子育て家庭の心地よい居場所づくりに向けた住環境を整備する。

② 「暮らし」「居場所」「買い物環境」の向上を基本コンセプトとして、子育てしやすい住宅、子どもたちが安心して遊べる空間、豊かな暮らしを支える商業機能を一体的に整備する。

③ 子育て世帯や若者が気軽に利用できる「居心地の良い我が家」としての居場所を創り出す。

(2) ゾーニング(配置計画)

① 本施設は住宅施設ゾーンと商業施設ゾーンの２つのゾーンを設ける。

② 本施設は住宅施設ゾーンと商業施設ゾーンが一体となるよう整備する。

③ 住宅施設ゾーンと商業施設ゾーンは、整備手法が異なるため、ゾーン毎の配置及び面積を明確に区分する。

(3) 住宅施設ゾーンについての方針

① 国道１８１号に沿った住棟と駐車場配置とし、駐車場から住宅施設ゾーンへのアクセスに配慮する。

② 住宅の専用庭やテラスを配置する等、住環境の向上に努める。

③ 入居者間のコミュニティが生まれやすいよう配置計画を工夫する。

(4) 商業施設ゾーンについての方針

① 商業施設ゾーンにおいては、小規模スーパー、コンビニエンスストア、食品も扱うドラッグストアの設置を想定している。ただし、生鮮３品を必ず取り扱うものとする。

② 商業施設には以下の機能を含める。

- コインランドリー
- イートインコーナー(カフェ機能)
- 商業施設ゾーンで使用できるＷｉ－Ｆｉ等のインターネット機能
- 食品加工所機能

③ 商業施設を中心に、住宅施設ゾーンに入居する人たちの生活利便性の向上を図る。

④ 自動車等で来店される人たちが国道１８１号から入りやすい位置に駐車場を配置し、大型用駐車場も設ける。
⑤ 商業施設の搬入口は、既存の住宅、本事業にて整備する住宅への騒音問題等に配慮する。
⑥ 江府町民、近隣市町村の住民等が気軽に立ち寄れるような配置、外観とする。

7 事業方式

(1) 住宅

ＢＬＴ方式により実施する。ＢＬＴ方式とは、事業者が建設（Ｂｕｉｌｄ）した施設を、自治体に一定期間リース（Ｌｅａｓｅ）し、予め定められたリース料で事業コストを回収した後、自治体に施設の所有権を移管（Ｔｒａｎｓｆｅｒ）する方式である。本事業では、２０年の事業期間終了後に、無償にて江府町へ所有権を移転する。

(2) 商業施設

ＤＢＯ方式により実施する。ＤＢＯ方式とは、事業者に設計（Ｄｅｓｉｇｎ）、建設（Ｂｕｉｌｄ）、運営（Ｏｐｅｒａｔｅ）を一括して委ね、施設の所有、資金の調達については公共側が行う方式である。

8 整備の条件等

(1) 既存の施設等の解体、整地

既存施設の解体や事業用地の整地・造成等は町が実施する。
事業用地の測量設計・地盤調査は町が実施し、図面等については公募の際に示す。

① 既存建物

名称：遊技場・寄宿舎
構造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板板葺２階建
敷地：１階（４９６．８５㎡）、２階（２５４．２２㎡）
建物の解体は江府町が実施予定（令和４年度実施予定）

② 用地

測量設計：江府町が実施(令和３年１１月末に調査報告予定)
地盤調査：江府町が実施(令和４年１月末に調査報告予定)

9 業務範囲

事業者が行う業務（以下、「本業務」という。）は以下を想定している。なお、詳細については、募集要項等において示す。

(1) 共通事項

① 本施設整備に係る上下水道・電気敷設業務
② 本施設整備に係る配置計画の作成
③ テレビ電波受信障害調査・対策業務及び関連業務
④ 本施設整備に係る近隣対応・対策業務及び関連業務
⑤ 本施設整備に係る各種申請等業務
⑥ 江府町の交付金申請手続等の支援業務
⑦ 本施設の引き渡しに係る一切の業務

(2) 住宅施設の整備

① 住宅施設の設計業務及び関連業務（基本設計、実施設計、外構・駐車場計画を含む。）
② 住宅施設の建設業務及び関連業務
③ 住宅施設の整備に係る工事監理業務及び関連業務
④ 住宅施設の入居者募集の宣伝・募集業務（詳細事項については、募集要項等において示す。）

(3) 住宅施設の運営業務及び維持管理業務

① 住宅施設の運営業務
② 住宅施設の維持管理保全に関する業務
③ 住宅施設の維持管理に係る共用部・敷地内清掃業務
④ 住宅施設の維持管理に係る警備業務
⑤ 住宅施設の居住者の退去に係る原状回復業務
⑥ 住宅施設の維持管理に係る修繕業務
（大規模修繕を除く。ただし、大規模修繕計画立案業務は含む。）
⑦ 住宅施設の入居者募集の宣伝・募集・契約業務
（詳細事項については、募集要項等において示す。）
⑧ 住宅施設の敷金・家賃等の徴収代行及び江府町への納入業務

(4) 商業施設の整備

① 商業施設の設計業務及び関連業務（基本設計、実施設計、外構・駐車場計画を含む。）
② 商業施設の建設業務及び関連業務
③ 商業施設の工事監理業務及び関連業務
④ 商業施設に入居するテナント等の事業者の誘致等関連業務
⑤ 商業施設の宣伝・開業準備関連業務

(5) 商業施設の運営業務及び維持管理業務

① 商業施設の運営業務
② 商業施設の維持管理に係る保全業務
③ 商業施設の維持管理に係る共用部・敷地内清掃業務
④ 商業施設の維持管理に係る警備業務
⑤ 商業施設の維持管理に係る植栽・外構・駐車場施設管理業務
⑥ 商業施設の入居者の退去に係る原状回復業務
⑦ 商業施設の維持管理に係る修繕業務
（大規模修繕を除く。ただし、大規模修繕計画立案業務は含む。）
⑧ 商業施設のテナント誘致・募集等の宣伝業務
（詳細事項については、募集要項等において提示する。）
⑨ 商業施設の賃料等の徴収及び江府町への納入業務

１０ 事業者の収入に関する事項

江府町は、本事業の実施にあたり事業者が提供するサービスへ、次の費用を支払うものとする。なお、それぞれの支払の具体的な時期及び金額については、募集要項等により示す。

(1) 住宅施設

住宅施設に関してはＢＬＴ方式により実施するため、事業者に２０年間リース料として支払う。リース料の詳細は、募集要項等により示す。

(2) 商業施設

商業施設に関してはＤＢＯ方式により実施するため、事業者に以下のサービス対価として支払う。

① サービス対価１

設計業務、建設業務、工事監理業務、開業準備業務

② サービス対価２

維持管理業務、運営業務

③ サービス対価３

修繕業務（修繕・更新業務のうち、長寿命化計画を元に実施する計画修繕に係る業務にかかる費用）

(3) 民間提案事業の収入

商業施設ゾーンで実施する民間提案事業による収入は事業者の収入とする。なお、民間提案事業の詳細については募集要項等において示す。

１１ 事業の期間

本事業の事業期間は、契約締結日から令和２５年９月までとする。

１２ 事業のスケジュール

本事業のスケジュールは以下のように予定している。

項目	期間等	
	住宅施設ゾーン	商業施設ゾーン
設計・解体・建設	令和４年７月	令和４年７月
入居者募集開始	令和４年１２月	－
開業準備期間	令和５年６月	令和５年６月
供用開始	令和５年９月	令和５年９月
事業期間終了	令和２５年９月	令和２５年９月

１３ 事業期間終了時の措置

事業者は、住宅施設については、事業期間終了時に、要求水準書に定める事業期間終了時の引渡し条件を満足する状態で、江府町に無償譲渡とする。商業施設については、事業期間終了時に、要求水準書に定める事業期間終了時の引渡し条件を満足する状態で、江府町に明け渡すものする。

詳細については募集要項等において示す。

１４ コンソーシアムの設立

長期間にわたる本事業の総合的かつ安定的な遂行のため、事業者は本事業の設計業務、工事監理業務、建設業務、維持管理業務及び運営業務を実施できるようコンソーシアムを結成するものとする。コンソーシアムを構成する事業者間において、その結成、運営等について協定を締結すること。詳細は要求水準書等にて提示する。

ただし、会社法に定める株式会社として本事業の設計業務、工事監理業務、建設業務、維持管理業務及び運営業務を目的とする特別目的会社（以下、「ＳＰＣ」という。Ｓｐｅｃｉａｌ Ｐｕｒｐｏｓｅ Ｃｏｍｐａｎｙ の略称）設立、その他の方式を妨げるものではない。また、ＳＰＣを設立する場合

は、江府町内に本店登記を行う。

１５ コンソーシアムの構成

コンソーシアムの構成及び要件は次のとおりとする。

(1) 代表事業者

コンソーシアムへ参画する事業者（以下、「参加者」という。）のうち本事業の手続等を代表して行う事業者。ＳＰＣを設立する場合はＳＰＣへ最大比率出資した事業者とする。コンソーシアム及びＳＰＣの代表事業者については、本実施方針で示された事業期間中の変更を認めない。

(2) 構成事業者

参加者のうち代表事業者以外の事業者。ＳＰＣを設立する場合は、ＳＰＣへ出資した事業者とする。

(3) 協力事業者

コンソーシアムに参加せず、コンソーシアムから直接、業務を受託又は請け負う事業者。ただし、参加資格についての要件は参加者と同じ条件を満たしていることとする。ＳＰＣ設立の場合には、ＳＰＣへ出資しない事業者となる。

１６ 契約書類

江府町と事業者が締結する契約の内容は、次の内容を想定している。

<table>
<tr><th>項目</th><th>住宅施設</th><th>商業施設</th></tr>
<tr><td>整備手法</td><td>ＢＬＴ</td><td>ＤＢＯ</td></tr>
<tr><td>施設所有権</td><td>事業者</td><td>江府町</td></tr>
<tr><td colspan="3">契約関係（予定）</td></tr>
<tr><td>基本協定</td><td colspan="2">基本協定書（代表事業者及び構成事業者）</td></tr>
<tr><td>事業契約</td><td>設計業務、建設業務、工事監理業務、運営業務、維持管理業務を含む条項により構成
（代表事業者）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">個別契約</td><td rowspan="3"></td><td>設計委託契約</td></tr>
<tr><td>工事監理委託契約</td></tr>
<tr><td>建設請負契約
（開業準備業務等含む）</td></tr>
<tr><td>維持管理・運営に関する契約
（２０年間）</td><td>定期建物賃貸借契約
（代表事業者）</td><td>賃貸借契約（代表事業者）</td></tr>
<tr><td>住宅の家賃等徴収代行契約</td><td>代行委託契約</td><td></td></tr>
<tr><td>土地契約</td><td colspan="2">使用貸借契約(商業施設部分を除く)</td></tr>
</table>

１７ 実施方針等に関する説明会の開催について

実施方針について、その概要を説明するため、次の時期に説明会を実施する。

(1) 開催日時

令和３年１０月２１日（木）午前１１時開始

(2) 場所（予定）

江府町役場　２階多目的室（鳥取県日野郡江府町江尾１７１７番地１）

(3) 申込み方法

別紙「実施方針に関する説明会参加申込書（様式第１号)」に必要事項を記入の上、担当窓口に電子メールで提出すること。電子メールを送信する際の件名は「【江府町移住促進住宅等整備事業説明会参加申込】○○○（参加者名)」とすること。

(4) 申込み期限等その他

申込の詳細については、江府町のホームページ内の専用サイトにおいて公開する。

（https://www.town-kofu.jp/2/1/4/w221/）

１８ 実施方針等に関する質問受付、回答公表について

(1) 質疑の提出期限及び回答日程

質疑の提出期限は令和３年１０月２８日（木）を期限とする。また、質疑に関する回答期限は令和３年１１月８日（月）を期限とする。詳細については専用サイトにて公開。

(2) 質疑の方法

別紙「実施方針に関する質問疑義照会書（様式第２号)」に必要事項を記入の上、担当窓口に電子メールで提出すること。なお、電話及び口頭による質問には応じないものとする。

電子メールを送信する際の件名は「【江府町移住促進住宅等整備事業に関する質疑】○○○（参加者名)」とすること。

■E-mail　k_choumin@town-kofu.jp

１９ 質疑に対する回答

本事業の実施上、必要と認められるものについてのみ、江府町ホームページ内で回答する。なお、質疑を提出した事業者名は公表せず、意見表明と解されるものには回答しないものとする。

２０ 競争的対話の実施

(1) 概要

実施方針に対する意見・提案を伺うとともに、参加者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する理解を深め、江府町の意図と提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、競争的対話を実施する。

(2) 開催日時等

① 開催日時

令和３年１１月１８日、２２日、２４日　（予定）

※開催日時のうち各参加者１時間程度を予定。

※詳細については専用サイトにて公開。

② 場所（予定）

江府町役場　２階多目的室（鳥取県日野郡江府町江尾１７１７番地１）

(3) 実施方法

江府町及び対話参加者で個別に行う。なお、次の本事業に関する事業化支援業務の受託者等が同席する。

① 株式会社ローカルファースト研究所

(4) 申込み方法

「競争的対話参加申込書（様式第３号)」に必要事項を記入の上、担当窓口に電子メールで提出すること。電子メールを送信する際の件名は「【江府町移住促進住宅等整備事業競争的対話参加申込】〇〇〇（参加者名)」とすること。なお、希望日時については、各日程の枠で第１～３希望まで受付を行う。詳細な時間については、別途通知する。

■E-mail

k_choumin@town-kofu.jp

(5) 申込み期限

令和３年１１月８日（月）まで

(6) 知的財産権の取り扱い

対話参加者のアイデア及びノウハウは保護の上、厳重に管理し、本事業実施の目的以外に使用しないものとする。また参加者についても原則非公開とする。

(7) その他

競争的対話への参加による本事業の公募の際の加点等はないものとする。

２１ 実施方針の変更

実施方針公表後に実施する競争的対話における意見・提案及び参加者からの質問等を参考に、江府町で検討のうえ、事業者の選定までに実施方針の内容を見直し・変更をすることがある。変更を行った場合は、速やかにその内容を江府町ホームページ等にて公表する。

２２ 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業の実施にあたっては、次に示すほか、関連する法令、施行令、施行規則、条例、規則及び要綱等を遵守すること。

(1) 法令・施行令等

ア　都市計画法
イ　建築基準法
ウ　消防法
エ　道路法
オ　建設業法
カ　住宅の品質確保の促進等に関する法律
キ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
ク　電波法
ケ　宅地造成等規制法
コ　建築物における衛生的環境の確保に関する法律
サ　労働安全衛生法
シ　下水道法

ス　水道法
セ　電気事業法・電気設備に関する技術基準を定める省令
ソ　ガス事業法
タ　景観法
チ　屋外広告物法
ツ　水質汚濁防止法
テ　大気汚染防止法
ト　悪臭防止法
ナ　土壌汚染対策法
ニ　騒音規制法
ヌ　振動規制法
ネ　フロン排出抑制法
ノ　地球温暖化対策の推進に関する法律
ハ　エネルギーの使用の合理等に関する法律
ヒ　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
フ　宅地建物取引業法
ヘ　駐車場法
ホ　地球温暖化対策の推進に関する法律
マ　警備業法
ミ　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
ム　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
メ　資源の有効な利用の促進に関する法律
モ　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
ヤ　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
ユ　文化財保護法
ヨ　クリーニング業法
ラ　食品衛生法
リ　その他関連法令

(2) 条例等

ア　鳥取県環境美化の促進に関する条例
イ　鳥取県景観形成条例
ウ　鳥取県屋外広告物条例
エ　鳥取県建築基準法施行細則
オ　鳥取県生活環境保全等に関する条例
カ　鳥取県環境基本条例
キ　鳥取県景観条例
ク　鳥取県地球温暖化対策条例
ケ　鳥取県都市計画法施行細則
コ　鳥取県福祉のまちづくり条例
サ　鳥取県クリーニング業法施行細則
シ　その他関連要綱・条例

条例等については設計業務において、関係所管との協議によりその内容を確認すること。

(3) 適用基準等

本事業の実施にあたっては、要求水準書等によるものとするが、性能に支障がなく、かつ江府町の承諾が得られた場合はこの限りでない。なお、各種基準等については最新版を参照すること。

ア　建築・設備設計基準及び同解説最新版
イ　建築構造設計基準
ウ　構内舗装・排水設計基準
エ　建築設備設計基準
オ　公共建築工事標準仕様書（建築工事編）及び同標準図最新版
カ　公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）及び同標準図最新版
キ　公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）及び同標準図最新版
ク　公共住宅建設工事共通仕様書最新版
ケ　公共住宅建設工事共通仕様書解説書（総則編・調査編・建築編）最新版
コ　公共住宅建設工事共通仕様書解説書（総則編・電気編）最新版
サ　公共住宅建設工事共通仕様書解説書（総則編・機械編）最新版
シ　公共住宅建設工事共通仕様書別冊部品及び機器の品質性能基準最新版
ス　公共住宅建築工事積算基準最新版
セ　公共住宅電気設備工事積算基準最新版
ソ　公共住宅機械設備工事積算基準最新版
タ　公共住宅屋外設備工事積算基準最新版
チ　官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
ツ　官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
テ　建築設備耐震設計・施工指針
ト　建築工事標準詳細図
ナ　建築設備設計計算書作成の手引き
ニ　昇降機耐震設計・施行指針（財）日本建築センター編集
ヌ　高齢者が居住する住宅の設計に係る指針（国土交通省告示第 1301 号）
ネ　長寿社会対応住宅設計マニュアル集合住宅編
ノ　共同住宅の防犯設計ガイドブック防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針解説（財団法人ベターリビング､財団法人住宅リホーム･紛争処理支援センター企画編集）
ハ　建築工事における建築副産物管理マニュアル・同解説最新版
ヒ　公共工事コスト縮減対策に関する建設省新行動計画の解説
フ　特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針
ヘ　建設リサイクル法に関する指針

※発注文書に齟齬がある場合は、事業契約・要求水準書等質疑応答・要求水準書の順に高位とすることを原則とする。
※以上の参考基準等の解釈や参考基準等間の解釈に関して疑義が生じた場合は、別途、江府町と協議の上、適用について決定する。

第3章 事業の募集及び選定に関する事項

1 公募型プロポーザル

(1) 募集及び選定の方法

本事業は、事業期間も長期間にわたることから、事業者には、本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められる。したがって、事業者の選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮したうえで、本事業に係るサービス対価及び事業提案内容等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により事業者を選定する予定である。

(2) 審査及び優先交渉権者決定の手順

① 審査の手順

参加者による提案について、外部有識者及び江府町職員により構成される事業者選定委員会において、次の審査基準に基づいて審査を行い、優先交渉権者を選定し江府町が決定する。優先交渉権者と基本協定を締結した後、選定事業者とする。

② 審査基準

性能点及び価格点の総合評価とする。なお、審査における配点や項目等に関する詳細な事項は、後日募集要項等とともに公表する予定である。

ア 性能点及び価格点の配分

配分は、できるだけ性能の高い提案を実現するための性能点を重視した配点とする予定である。

イ 性能点

性能点は、「事業計画・体制・地域貢献」、「設計・建設」、「維持管理・運営」等に区分し、事業目的達成のために、各項目のバランスの取れた提案を誘導できるような配点とする予定である。

ウ 価格点

価格点は、内訳ごとの金額を明記した上で、江府町の財政負担見込みの総額の上限額を超えない範囲で提案することとする。審査における価格点は総額で評価する予定である。

③ 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に参加者がいない場合、いずれの参加者の事業提案によっても適切な事業遂行が見込めないなどの理由により、優先交渉権者を選定せず、事業者の選定をしない場合がある。その場合には速やかに江府町ホームページ等にて公表する。

(3) 審査結果の公表

審査結果は参加者へ個別に通知する外、江府町ホームページ等を用いて公表する。

(4) 公募スケジュール（予定）

項　目	期 間 等
実施方針の公表	令和３年１０月１１日
実施方針に関する説明会	令和３年１０月２１日
実施方針への質問期限	令和３年１０月２８日
質問に対する回答	令和３年１１月８日
競争的対話の実施	令和３年１１月１６日～１１月２６日

債務負担行為の設定	令和４年１月
募集要項及び要求水準書の公表	令和４年１月末
提案書の提出期限	令和４年５月末
審査・プレゼンテーション	令和４年６月
優先交渉権者選定	令和４年６月下旬
基本協定書の締結	令和４年６月下旬
事業契約書締結	令和４年７月
業務開始	令和４年７月

２ 工事及び維持管理業務に関する要求水準

要求水準は公募の際に示す。

３ 参加者の構成

本事業への参加者は、第２章「事業の内容に関する事項」９「業務の範囲」に示す各業務を実施できるコンソーシアムを組成し、参加手続等は代表事業者が行うものとする。なお、ＳＰＣを設立する場合は、その代表事業者が参加手続を行うものとする。

参加者の構成等は次のとおりとする。代表事業者、構成事業者及び協力事業者の定義は第２章「事業の内容に関する事項」１５「コンソーシアム等の構成」を参照すること。

(1) 参加者は、本事業への参加にあたり、代表事業者、構成事業者及び協力事業者がいずれの業務を実施するかを明らかにすること。

(2) 参加者のうち、一者が複数の業務を兼ねて実施する場合及び複数の事業者が一つの業務を実施する場合は、業務範囲を明確にした上で可能とする。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が建設業務と工事監理業務を兼ねて実施することはできない。

(3) 参加表明後に参加者の変更又は追加をすることは原則として認めない。ただし、構成事業者及び協力事業者については、やむを得ない事由が生じた場合のみ、書面をもって江府町に申請し、江府町の承認を得てから変更することができる。

(4) 参加者及びこれらの事業者と資本面又は人事面において関係のある者は、他の参加者の代表事業者になることはできない。

(5) 協力事業者は、他の参加者の協力事業者を兼ねることができる。

(6) 選定事業者との事業契約書を締結後、選定されなかった他の参加者の構成事業者は、選定事業者の業務等の一部を受託することができる。

４ 参加資格要件

参加者は、次に規定する参加資格要件を、参加資格審査書類の受付締切日（以下、「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならない。

(1) 共通の参加資格要件

① 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

② 直近２年間の国税、県税及び町税を滞納していないこと。

③ 直近２年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（開始の決定がなされた者を除く。）又は銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全であると認められないこと。

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴

力団又は江府町暴力団排除条例に該当する者でないこと。なお、本事項の確認のため、江府町は警察当局に照会を行う。

⑥ 参加資格確認基準日において、江府町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（以下「措置要綱」という。）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消及び排除措置を受けている者でないこと、又は措置要綱に規定する措置要件に該当している者でないこと。

⑦ 本事業について事業化支援業務を受託した次の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。

■株式会社ローカルファースト研究所

■街制作室株式会社

⑧ 事業者選定委員会の委員及び委員が属する事業者と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。

(2) 個別の参加資格要件

参加者の構成事業者及び協力事業者のうち特定業務の各業務にあたる者は、それぞれ次の各要件を満たすこと。

① 設計業務を行う事業者

設計業務を実施する者は、次の要件について、いずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条第１項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 配置予定管理技術者が直近１０年以内に竣工した同種同類の新築工事の設計実績（基本設計又は実施設計）を有すること。なお、実績に関する詳細な事項（規模、同種同類の内容等）については、募集要項等で示すものとする。

ただし、複数の設計事業者で実施する場合は、ア及びイの要件については、全ての事業者でいずれにも該当すること。

② 工事監理業務を行う事業者

工事監理業務を実施する者は、次の要件について、いずれにも該当すること。

ア 建築士法第２３条第１項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 配置予定管理技術者が直近１０年以内に竣工した同種同類の新築工事の工事監理実績を有すること。なお、実績に関する詳細な事項（規模、同種同類の内容等）については、募集要項等で示すものとする。

ただし、複数の工事監理事業者で実施する場合は、アの要件については、全ての事業者でいずれにも該当し、イの要件は、必ず一者以上でいずれにも該当すること。

③ 建設業務を行う事業者

建設業務を実施する者は、次の要件について、いずれにも該当すること。

ア 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 建設業法に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 配置予定技術者が直近１０年以内に竣工した同種同類の新築工事の施工実績を有すること。なお、建設工事を複数の事業者で実施する場合は、建設工事を代表する者が当該要件を満たすこと。実績に関する具体的な事項（規模、同種同類の内容等）については、募集要項等で示すものとする。

エ 配置予定現場代理人が、本事業の工事着手日の１か月前において、工事現場に常駐で配置

できること。ただし、本事業の参加申込書の提出日現在において、３か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でないものであること。

オ 配置予定監理技術者は、本事業の工事着手日の１か月前において、工事現場に専任で配置できること。ただし、本事業の参加申込書の提出日現在において、３か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、経営業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でないものであること。

④ 住宅施設の運営業務及び維持管理業務を行う事業者

単独又は複数の事業者により、次の要件をすべて満たすこと。複数の事業者による場合は、少なくとも一者が運営業務及び維持管理業務を代表すること。

ただし、次の事業を円滑に運用するために必要な資格を有した専門人材を、新たに獲得して事業を実施する場合も参加資格要件を認めることとする。

ア 住宅施設の運営業務

直近１０年以内に、類似施設の運営実績があること

イ 住宅施設の維持管理業務

維持管理業務を行うにあたって必要な資格を有すること。詳細は募集要項等で示すものとする。また、直近１０年以内に、類似施設の維持管理業務の受託実績があること。

ウ 町内企業への配慮

町内企業にあっては、住宅施設の運営業務及び維持管理運営実績が無い場合にも参加可能とする。

⑤ 商業施設の運営業務及び維持管理業務を行う事業者

単独又は複数の事業者により、次の要件をすべて満たすこと。複数の事業者による場合は、少なくとも一者が運営業務及び維持管理業務を代表すること。

ただし、次の事業を円滑に運用するために必要な資格を有した専門人材を、新たに獲得して事業を実施する場合も参加資格要件を認めることとする。

ア 商業施設の運営業務

直近１０年以内に、類似施設の運営実績があること。

イ 商業施設の維持管理業務

維持管理業務を行うにあたって必要な資格を有すること。ただし、詳細は募集要項等で示すものとする。また、直近１０年以内に、類似施設の維持管理業務の受託実績があること。

ウ 町内企業への配慮

町内企業にあっては、店舗・コインランドリー・イートインコーナー・食品加工所の運営実績が無い場合にも参加可能とする。

5 参加資格の喪失

(1) 参加資格確認基準日から提案書の受付締切日の前日まで

参加者の代表事業者及び構成事業者(以下、「構成事業者等」という。）が、参加資格確認基準日から提案書の受付締切日の前日までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、次の場合を除き、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

① 参加資格を喪失しなかった構成事業者等のみで募集要項で定める参加資格要件を満たしており、構成事業者等の変更に係る申請書を江府町に提出し、提案書の受付締切日までに江府町が変更を承認した場合

② 参加資格を喪失した構成事業者と同等の能力及び実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成事業者を加えた上で、構成事業者等の変更に係る申請書を江府町に提出し、提案書の受付締切日までに江府町が変更を認めた場合

(2) 提案書の受付締切日から優先交渉権者決定日まで

参加者の構成事業者が、提案書の受付締切日から優先交渉権者決定日までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、次の場合を除き、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

① 参加資格を喪失しなかった構成事業者のみで募集要項で定める参加者の参加資格要件を満たしており、構成事業者の変更に係る申請書を江府町に提出し、優先交渉権者決定日までに江府町が変更を認めた場合（ただし、代表事業者が参加資格を喪失した場合を除く。）

② 参加資格を喪失した構成事業者と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成事業者を加えた上で、構成事業者の変更に係る申請書を江府町に提出し、優先交渉権者決定日までに江府町が変更を認めた場合（ただし、代表事業者が参加資格を喪失した場合を除く。）

(3) 禁止事項

募集要項の公表から優先交渉権者決定までの間に、参加者のうち代表事業者と構成事業者に次の行為があった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

① 江府町職員、事業者選定委員及び第３章「事業の募集及び選定に関する事項」４「参加資格要件」（１）「共通の参加資格要件」⑦に規定する事業化支援業務の受託者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合又は接触した場合

② 他の参加者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合

③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合又は開示するよう求めた場合

④ 協力事業者又は協力事業者と推定する事業者に対して、他の参加者との関係性又は提案内容について開示するよう求めた場合又は開示させた場合

⑤ 提出書類に虚偽の記載を行った場合

⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 鳥取県内事業者に対する契約に関する配慮事項

代表事業者は、構成事業者又は協力事業者の選定にあたり、鳥取県内に本店又は支店を有する者を少なくとも一事業者以上選定するとともに、業務の一部発注、資材の購入などにおいても可能な限り多くの事業者を登用することに配慮することとする。また江府町内の事業者を構成事業者に選定した場合又はＳＰＣを設立した場合は審査においてインセンティブを与える予定である。

詳細は募集要項等で示すものとする。

7 提出書類等の取扱い

提出された書類等は返却しない。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することで生じる責任は、原則として事業提案を行った者が負うものとする。

提出された書類は、事業者の選定及び選定結果の公表の目的のみに用いるものとする。提出された書類は、江府町情報公開条例の規定に基づき、開示請求者に開示されることがある。

第4章 事業者の責任に関する事項

1 予想されるリスクと責任分担

(1) 本事業における江府町と事業者の役割分担の考え方

事業者は、公の施設として公共性と公益性を十分に確保した上で、そのノウハウやスキルを最大限活用することを基本として、次の方針に基づき事業を実施するものとする。

① 事業者は、募集要項等によって示される内容に基づき本事業に関する提案を行い、令和４年７月に締結予定の事業契約書等に示された内容に基づき本事業を実施すること。

② 各種サービスの提供にあたっては、事業者が持つ新しい発想や企画力、技術力、専門知識、情報と併せて、ニーズを的確に捉えて立案すること。

③ 事業者は、自らが提供するサービスが本事業の目的や方針をはじめ、契約内容に即しているか、あるいはニーズを的確に反映しているかを常にセルフモニタリングし、事業者の有する効率的サービス提供能力を最大限に活かし、質の高いサービスを提供すること。

④ 江府町は、事業者の企画・提供するサービスが本事業の目的や方針をはじめ、契約内容に即しているか、あるいはニーズを的確に反映しているかを常にモニタリングし、町の政策や施策との整合に配慮しつつ事業者に対して契約の完全履行を求める上で、必要に応じて協力、助言及び情報提供を行うこと。

(2) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正なリスク分担を行うことにより、より効率的かつ効果的に、また、より低廉なコストで公共サービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。

ただし、江府町が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、江府町が責任を負うものとする。

(3) 予想されるリスクと責任分担

江府町と事業者のリスク分担は、原則として「リスク分担表」(別紙)によることとし、実施方針等に関する質問回答及び競争的対話等の結果を踏まえ、必要な事項については、募集要項等において提示し、詳細については契約書において定めるものとする。

(4) 保険

江府町が事業者に求める保険の種類については、募集要項等において提示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

(5) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

江府町及び事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、江府町及び事業者が分担して責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、募集要項等において示し、詳細については契約書において定めるものとする。

2 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、契約に従い、責任を持って履行することとする。

3 提供されるサービス水準

本事業において、江府町が要求する本業務の要求性能及びサービス水準については、募集要項・要求水準書等において示す。

4 事業の実施状況のモニタリング

(1) 事業者によるモニタリングの実施

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。詳細については、募集要項等において提示し、詳細については事業契約書等において定めるものとする。

(2) 江府町のモニタリングの実施

江府町は、事業者が定められた業務を確実に遂行していることを確認するため、町の要求水準及び事業者が提案した提案書に基づき、要求水準が達成されているかどうかについて、事業者によるモニタリングを補う目的でモニタリングを実施する。

江府町が実施するモニタリングについて、事業者は、町の求めに応じて協力することとする。

(3) モニタリング結果に対する措置

江府町は、モニタリングの結果、事業者が実施する設計、建設、維持管理及び運営の水準が町の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行うものとする。詳細については、募集要項等において提示し、詳細については事業契約書等において定めるものとする。

第5章 整備予定地の規模及び配置に関する事項

1 整備予定地の立地条件

本事業の整備予定地は、江府町佐川地区の約５，０００㎡の土地である。整備予定地は米子自動車道江府インターチェンジ付近であり、国道１８１号線に面し、江府町営佐川団地に隣接しており、国道を挟んだ向かい側には、道の駅奥大山が立地している。

整備予定地	住所	鳥取県日野郡江府町大字佐川
	地籍	江府町大字佐川字阿弥陀免８７０、８７１－１、８７２、８７５
	面積	（総面積　　５，１９８㎡） ８７０　　９５２㎡ ８７１－１　８９２㎡ ８７２　　１，６５９㎡ ８７５　　１，６９５㎡
	用途地域	なし
	接道義務	なし
	容積率	-
	建蔽率	-
一般規定	主要な出入口	長屋の各戸の主要な出入口は、道路又は道路に通ずる幅員３m以上の敷地内の通路に面して設けなければならない。
	外壁の後退距離	なし
	高さ制限	なし
	日影規制	なし
	採光面積	居室の床面積１／７以上
	換気	居室には床面積の１／２０以上
	シックハウス対策	内装の仕上げの制限、居室における換気設備、天井裏等の措置
	天井高	居室：２．１m以上
	床高さ	木造の場合：直下の地面+４５cm 以上
	床下換気口	木造の場合規定有
防火規定	防火地域	指定なし 延焼の恐れのある範囲の外壁、軒裏、屋根又は開口部等に防火上の制限
避難規定	階段の寸法	幅７５cm 以上、蹴上２２cm 以下、踏面２１cm 以上

位置図
鍵掛峠
休暇村奥大山
エバーランド奥大山
（奥大山スキー場）
旧江尾小学校米原分校
（BMX競技施設）
定住促進住宅開発予定地
サントリー天然水
奥大山ブナの森工場
道の駅奥大山・みちくさ
旧米沢小学校
（農業公社事務局、ジビエ加工処理施設　他）
旧俣野小学校
地域医療人材育成拠点施設
「俣野ふれあい学舎」
（俣野診療所併設）
江府町役場本庁舎

出典：江府町

出典：国土地理院撮影の空中写真を加工して江府町が作成

(1) 地質について

整備予定地は、有害物質仕様特定施設に該当していないが、事業規模により届出が必要となるため、添付書類の作成等に協力すること。なお、地質調査結果については、公募の際に示すものとする。

(2) 地下埋設物等について

整備予定地に想定外の地下埋設物等が発見された場合には、江府町と事業者との間において、その処分及び対策に要する費用の分担について協議し対応するものとする。

(3) 整備予定地の変更

整備予定地は約５，０００㎡としているが、拡大の方向で変更の可能性があり、変更があった場合には改めて公表するものとする。

2 土地の使用に関する事項

事業者は、事業契約締結後、本事業に供する整備予定地を設計・建設期間中、無償で使用を許可されるものとする。事業期間中は、使用貸借契約を結ぶ予定である。

3 整備する施設の内容

本事業で整備する施設の内容は次のとおりである。

(1) 住宅

項目	内容
整備戸数	①　単身向け（集合型）　１ＬＤＫ　２戸　６０－　８０㎡ ②　世帯向け（集合型）　３ＬＤＫ　６戸　８０－１００㎡ ③　車いす対応（集合型）　３ＬＤＫ　１戸　８０－１００㎡ ④　世帯向け（戸建て）　４ＬＤＫ　３戸　１００－１２０㎡ 合計　１２戸
駐車場	①単身者向け１台　②③④世帯向け２台
通り抜け道路	隣接地に抜ける道路（通路）整備 詳細は募集要項等で示す。

(2) 商業施設

以下の機能を含む施設とする。

面積に関しては、４００㎡以内とする。

機能	内容	面積㎡
商業機能　店舗	生鮮三品、雑貨、日常最寄り品の販売	３００㎡
イートイン	簡単に食事できるコーナー 施設内にカフェ機能を設置し、リモートワーク等が可能な電源等の機能を含める Ｗｉ－Ｆｉ機能	
コインランドリー	コインランドリー	
食品加工コーナー	食品加工コーナー	
事務所・ストックヤード	事務所・倉庫等	５０㎡
共有部分	トイレ、階段、エントランス等	５０㎡
合計面積		４００㎡

(3) 商業施設の駐車場・駐輪場

項　　目	台　　数
大型車両	２台
普通乗用車（障がい者向け１台含む）	１４台
合計	１６台
駐輪場	１０台
乳母車	３台

(4) 外構等

本事業の整備予定地内には、できるだけ緑地を確保するとともに、入居する子どもたちが安全に遊べるよう配慮する。緑陰を創るように配慮する。

詳細は募集要項等で示すものとする。

第6章 事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約について疑義が生じた場合、江府町と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合には、事業契約に定める具体的な措置に従うものとする。

2 管轄裁判所の指定

本事業に関する紛争については、鳥取地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定性、継続性を確保するため、事業契約において、事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2 事業の継続が困難になった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置を実施する。なお、江府町が考える措置の詳細については、募集要項等において示す。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが要求水準を下回る場合、その他事業契約において定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、江府町は事業者に対して修復勧告を行い、一定期間以内に修復策の提出及び実施を求めることがある。事業者が当該期間内に修復をすることができなかった場合、江府町は事業契約を解除することがある。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、江府町は事業契約を解除することがある。

江府町が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、江府町は事業者に対して違約金及び損害賠償の請求等を行う。

(2) 江府町の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

江府町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

この場合には、江府町は、事業契約に定めるところに従い、事業者に生じた損害を賠償することができるものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、江府町又は事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合は、江府町と事業者は、事業契約の定めるところに従い、事業継続の可否等について協議を行う。

第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

江府町は、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していない。

なお、事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、江府町と事業者で協議する。

2 財政上の支援に関する事項

財政上及び金融上の提案については、参加者が自らのリスクで実行することとする。

また、江府町は、国からの交付金の交付を受けることを想定しているが、別途定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、江府町が行う交付金に係る手続等に対して図面や事業費、面積等の必要な情報の提供等を行う。

3 その他の支援に関する事項

江府町は、事業者が本事業を実施するにあたって必要となる許認可等に関して、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、江府町と事業者で協議する。

第9章 その他事業の実施に関し必要な事項

1 債務負担行為等

本施設にかかるリース費用及びサービス対価に関して、江府町議会において債務負担行為を設定する予定である。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、ホームページ等を通じて行う。

本事業に係るホームページ　（https://www.town-kofu.jp/2/1/4/w221/）

3 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとし、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

4 提案書類提出等に伴う費用負担

参加者の提案書類提出等に伴う費用については、全て参加者の負担とする。

5 実施方針に関する問合せ先

実施方針に関する問い合わせ先は、以下のとおりである。

担当部署	住民課　担当：中尾
住所	鳥取県日野郡江府町大字江尾 1717 番地 1
電話	0859-75-3223
FAX	0859-75-2389
E-mail	k_choumin@town-kofu.jp